

福祉保健部

随意契約件数

19件

金額

194,154,438 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令適用条項
1	東部保健所地域福祉室	生活困窮者自立支援事業委託業務	令和6年4月1日	大分県東国東郡姫島村1634番地の1	社会福祉法人姫島村社会福祉協議会	1,294,000 円	①本業務は、生活困窮者の自立支援を行うものである。 ②これを行うためには、これまで生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有しており、民生委員等など関係機関・団体等とのネットワークを既に構築していることが必要である。 ③上記のノウハウを有し、ネットワークを構築している者は、姫島村においては社会福祉法人姫島村社会福祉協議会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	西部保健所地域福祉室	令和6年度生活困窮者自立支援事業委託契約	令和6年4月1日	玖珠郡九重町大字後野上17-1	社会福祉法人九重町社会福祉協議会	9,070,000 円	①本業務は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立支援を行うものである。 ②これを行うためには、生活困窮者の相談援助を行ってきたノウハウを有しており、民生委員等など関係機関・団体等とのネットワークを既に構築している必要がある。 ③上記の要件を有する者は、玖珠郡九重町においては社会福祉法人九重町社会福祉協議会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	健康政策・感染症対策課	令和6年度指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証更新業務委託	令和6年5月1日	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	株式会社ニチイ学館	25,187,800 円	①本業務は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費に係る医療受給者証及び「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の更新業務を適正かつ円滑に実施するものである。 ②令和4年度に、プロポーザル方式の企画提案競技により当該相手方を選定し、業務委託を開始した。委託実施にあたり、想定にない状況に対する職員による直接指導等、職員の負担が大きかったため、本業務における知識や技術を蓄積した当該相手方において、令和5年度も委託契約を締結した。引き続き、委託目的を継続的、効果的、効率的に達成するためには、当該相手方と契約を締結することが必要不可欠である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	高齢者福祉課	令和6年度大分県桜ヶ丘聖地管理委託契約	令和6年4月1日	大分市南春日町4番31号	一般財団法人 大分県遺族会連合会	2,112,500 円	①本業務は、旧陸軍墓地の桜ヶ丘聖地について、300超の墓碑・慰霊碑の管理や除草等の清掃作業及び参拝者・遺族等への案内・説明等を行うものである。 ②これを行うためには、戦没者の慰霊や顕彰等に対する理解・知見を有していなければならない。 ③上記を有する者は、県域で戦没者の慰霊・顕彰等を行って団体であり、長年にわたって当該施設の維持管理実績もあり、所在地も施設に近接し常勤職員を有するなど、効果的かつ効率的な管理が可能な県内唯一の団体である(一財)大分県遺族会連合会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	高齢者福祉課	令和6年度いきいき高齢者地域活動推進事業委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市大津町二丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館	公益財団法人大分県老人クラブ連合会	2,600,000 円	①本業務は、元気な高齢者が地域を支える担い手となれるよう、必要な知識と実践力を身につけ、地域で活躍できる人材を育成し、地域での活動への橋渡しをするとともに、豊かな知識や技術を持つ「ふるさとの達人」の発掘・登録、活躍の場の提供により、生きがいを持ちながら地域に還元することで地域力の向上を目指すものである。 ②これを行うためには、全県下の高齢者を中心とした人材育成講座の開催や、人材派遣のマッチング及び活動団体と他団体とのマッチング等県内福祉関係団体や市町村等と連携するために、県下各地域に単位クラブを基礎にした広範囲なネットワークを有していることが必要である。 ③上記を有する者は公益財団法人大分県老人クラブ連合会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

福祉保健部

随意契約件数

19件

金額

194,154,438 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
6 高齢者福祉課	援護システム運用支援業務委託 契約	令和6年4月1日	東京都世田谷区用賀4-10-1 世田 谷ビジネススクエア	株式会社セック	1,188,000 円	①本業務は戦没者等の妻及び遺族に対する援護の請求に係る業務を支援するシステム「援護システム」を利用するにあたり、利用者が支障なく業務を遂行できるよう当該システムの管理保全を行うとともに、利用者の運用を適切に支援するものである。 ②これを行うためには、厚生労働省及び47都道府県で同レベルの障害対応やデータ修正、操作トラブル対応等の運用支援が不可欠で全都道府県一律で同業者と契約する必要がある。 ③上記の理由により、厚生労働省から株式会社セックと随意契約するよう指示があり、契約できるのは株式会社セックのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
7 高齢者福祉課	令和6年度 福祉・介護人材マッチング機能強化 事業委託	令和6年4月1日	大分市大津町2丁目1番41号	社会福祉法人 大分県社会福祉協 議会	12,077,304 円	①本事業は、大分県福祉人材センターにキャリア支援専門員を設置し、施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を一体的に実施することにより、福祉・介護分野への人材の円滑な参入と確実な定着を図るものである。 ②これを行うためには、「福祉人材センター」の指定を受け、社会福祉事業に従事しようとする者に対する研修、社会福祉事業従事者の確保に関する連絡、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助を一体的に行う技術やノウハウが必要である。 ③上記要件を満たし、本事業を効果的・効率的に遂行できるのは社会福祉法人 大分県社会福祉協議会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8 高齢者福祉課	令和6年度 職場体験事業委託	令和6年4月1日	大分市大津町2丁目1番41号	社会福祉法人 大分県社会福祉協 議会	2,609,380 円	①本事業は、資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない潜在的有資格者、他分野の離職者及び学生等が、福祉・介護の仕事や実際の現場を確認するための職場体験をすることにより、福祉・介護分野への就業を促進するものである。 ②これを行うためには、「福祉人材センター」の指定を受け、社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究をはじめ、従事しようとする者に対する研修、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助を一体的に行う技術やノウハウ、求職者の要望や事業所等の情報の把握が必要である。 ③上記要件を満たし、本事業を効果的・効率的に遂行できるのは社会福祉法人 大分県社会福祉協議会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9 高齢者福祉課	令和6年度 介護の仕事入門セミナー実施事 業委託	令和6年4月1日	大分市大津町2丁目1番41号	社会福祉法人 大分県社会福祉協 議会	1,845,213 円	①本事業は、介護の仕事に関心のある方、介護の仕事に就きたいと考えている方等が介護の仕事に関する魅力やキャリアパス等の知識を学び、介護分野への多様な人材の参入を促進するものである。 ②これを行うためには、「福祉人材センター」の指定を受け、社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究をはじめ、従事しようとする者に対する研修、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助、介護サービス事業所の求人・要望対応などを一体的に行うための情報の蓄積や、知識が必要である。 ③上記要件を満たし、本事業を効果的・効率的に遂行できるのは社会福祉法人 大分県社会福祉協議会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
10 高齢者福祉課	令和6年度 介護入門者研修実施事業委託	令和6年4月1日	大分市大津町2丁目1番41号	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	3,280,868 円	①本事業は、介護未経験者が介護分野に参入するきっかけを作るとともに、非常時の対応などの参入にあたって感じている不安を払拭し、多様な人材の参入を促進するものである。 ②これを行うためには、「福祉人材センター」の指定を受け、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助、介護サービス事業所の求人・要望対応などを一体的に行うための情報の蓄積や、知識が必要である。 ③上記要件を満たし、本事業を効果的・効率的に遂行できるのは社会福祉法人 大分県社会福祉協議会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11 こども未来課	令和6年度おおいた出会い応援 事業委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市城崎町1丁目5-6 甲 斐歯科ビル 3F	株式会社ナコラボ	31,134,173 円	①OITAえんむす部 出会いサポートセンターを運営し、結婚を希望する若者等を対象に会員登録制で1対1のお見合い支援等を行うものである。 ②これを行うためには、婚活に関する豊富な経験とノウハウを有し、会員との信頼関係を基に適切なサポートを行う必要がある。 ③サポートセンター運営及びシステムの管理運用業務をサービスの質を低下させることなく確実に実施できるのは、平成30年度の開設から令和5年度まで本業務の受託実績があり、現会員との信頼関係を築き、マッチングシステムの運用ノウハウを有し、婚活における市町村等との連携実績も豊富な株式会社ナコラボのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
12 こども未来課	令和6年度大分県病児・病後児 保育システム維持管理・運用保守 業務委託	令和6年4月1日	東京都中央区築地6-7-11-9 01	株式会社グッドハトン	1,056,000 円	①本業務は、病児保育運用支援システム「あずかるこちゃん」について、維持管理及び運用保守を行うものである。 なお、「あずかるこちゃん」は、令和3年度の提案競技によって選定された本業者がシステム構築を行い、令和4年度の維持管理も行った。 ②「あずかるこちゃん」の維持管理及び運用保守を行うためには、本システムに係る専門知識が必要である。 ③上記専門知識を有する者は、株式会社グッドハトンのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
13 こども未来課	OITAえんむす部出会いサポート センターAIマッチングシステム運用 保守委託業務	令和6年4月1日	東京都品川区大崎1-20-3	タメニー株式会社	2,400,000 円	①本業務は、OITAえんむす部出会いサポートセンターAIマッチングシステム運用保守を行うものである。 ②これを行うためには、当該システムに精通し、細部まで熟知している必要がある。 ③上記の条件を満たすのは開発元であるタメニー株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
14 障害福祉課	令和6年度視覚障がい者社会参 加事業委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市中島東一丁目2番2 8号	社会福祉法人大分県盲人協会	6,880,000 円	①本業務は、視覚障がい者に対して将来の生活の方途を見いだすために必要な助言、指導並びに自立生活に必要な前訓練としての感覚訓練、点字指導等を行い、視覚障がい者の社会復帰の推進を図るものである。 ②これを行うためには、視覚障がい者の状況に精通していることが必要である。 ③上記に該当し、かつ県内で唯一事務局体制が整備されているのは社会福祉法人大分県盲人協会である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

福祉保健部

随意契約件数

19件

金額

194,154,438 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
15 障害福祉課	令和6年度大分県障害福祉サービス事業所共同受注センター運営業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市志手3組-2 エデンビュー志手B棟	一般社団法人おおいた共同受注センター	4,400,000 円	①本業務は、県下の障害福祉サービス事業所等においた共同受注センターへの加入を呼びかけるとともに、共同受注体制の確立、製品等の広報活動を行うものである。 ②共同受注体制には県内の就労継続支援A・B型事業所を対象としているため、事務局は、それぞれの事業所等の現状及び事業所を利用する障がい者の特性を把握しておかなければならない。 このため、大分県における共同受注に関する業務を適切に実施するためには、経営知識を有するとともに事業所等の実態に通じた団体に委託することが適当である。 ③県内の障害者就労支援施設の共同受注窓口は一般社団法人共同受注センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
16 障害福祉課	大分県身体障害者福祉センター管理運営委託(年度協定)	令和6年4月1日	大分県大分市大津町二丁目1番41号	社会福祉法人大分県社会福祉協議会	54,021,000 円	①本業務は、大分県身体障害者福祉センターの管理を行い、障がい者に向けた機能訓練、教養の向上、社会との交流促進を目的とする。 ②これを行うためには大分県身体障害者福祉センターの管理に関する基本協定書が定められている。 ③協定書内に実施主体として定められているのは社会福祉法人大分県社会福祉協議会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
17 障害福祉課	大分県聴覚障害者センター管理運営委託(年度協定)	令和6年4月1日	大分県大分市大津町1丁目9-5	社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	29,975,000 円	①本業務は、大分県聴覚障害者センターの管理を行い、聴覚障がい者に向けた情報提供や支援を目的とする。 ②これを行うためには、大分県聴覚障害者センターの管理に関する基本協定書が定められている。 ③協定書内に、実施主体として定められているのは社会福祉法人聴覚障害者協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
18 障害福祉課	令和6年度 医療と地域の連携促進コーディネーター配置事業(大分下郡病院)	令和6年4月1日	大分県大分市大字下郡1410番地	医療法人同仁会大分下郡病院	1,093,200 円	①本業務は、精神科病院にコーディネーターを配置し、地域と医療が連携した退院支援ノウハウの蓄積・確立を図ることで精神障がい者の地域移行を推進するものである。 ②これを行うためには地域、医療の両側面から病院全体で地域移行に積極的に取り組む衛藤病院、大分下郡病院の医療と地域の連携ノウハウ、専門的な精神科領域の知識や技術が必要である。 ③上記を満たすのは、医療法人社団親和会衛藤病院、医療法人同仁会大分下郡病院のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
19 障害福祉課	令和6年度失語症者向け意思疎通支援者養成事業委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市碩田町1-1-27 大串ビル3階	公益社団法人大分県言語聴覚士協会	1,930,000 円	①本業務は、失語症者向け意思疎通支援者を養成するものである。 ②これを行うためには、失語症者を含む言語障がい者に対する高い専門知識とノウハウが必要である。 ③上記を有する者は、言語障がい者に対し介護保険などの障がい福祉分野でも支援を行い、国家資格のある専門職である団体の公益財団法人大分県言語聴覚士協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号